

朝鮮國領内
 在る日本
 人等
 及び
 朝鮮國領内
 在る
 日本人等
 及び
 朝鮮國領内
 在る
 日本人等

秘

援養才天一号

昭和三十年六月二日

厚生省引揚援護局長

外務省丁部局長殿

朝鮮及台湾出身戦没者の遺骨送還に
 当局においては、現在朝鮮及台湾出身戦没者の
 遺骨(遺留品)である、その氏名の判明しつゝも
 二、六五一(三八個)程を左記のとおり保管しつゝ、

外務省

此ら遺骨をわが国の國へ送還することについ
 ては、平和条約発効後におよび、相手國との交渉
 その他種々の経緯もある。目下停戦の狀態にあ
 るが、もとよりこの問題については、遺骨の交付に
 ついて附帯條件あるいは一般政治問題の解決とは
 別個に考え、その遺族の心情に即して、取り扱
 へ遺骨の交付もその遺族に伝達するよう取り

外務省

進めることと和平を要するところとを考へられ且つ又台湾に關する限りその見地に立つて平和条約發効後送還した先例もあるのが、今般南東方面等から相當数の遺骨が帰還した殊に、更めて諸般の情勢も併せ考慮する所を、右遺骨の送還に關し相手國と様宜の交渉を行うこと、

[illegible]

供還下

外
務
省

